

規約の一部改正の公示

■ 公示 第 359 号 ■

北海道薬剤師国民健康保険組合規約の一部改正について、平成30年3月4日開催の平成29年度第2回組合会において原案どおり承認され、北海道知事の認可を得たのでこれを公示します。 平成30年3月31日

北海道薬剤師国民健康保険組合 理事長 宮 井 裕 之

北海道薬剤師国民健康保険組合 規約の一部改正

【 改正理由 】

所得割額の限度額設定から保険料の限度額設定に変更のため。

後期高齢者支援金等分を一律定額から組員、その他の被保険者と金額を分けるため。

等級表の変更のため。

改 正	現 行
第5章 保険料 (保険料の賦課額) 第18条 高齢者医療確保法の被保険者である組員(以下この条において「後期高齢者の組員」という。)を除く組員(以下この条において「一般組員」という。)の保険料の賦課額は、一般組員及び一般組員に属するその他の被保険者(以下この条において「その他の一般被保険者」という。)につき算定した組員所得割額、被保険者均等割額、組員平等割額、並びに一般組員若しくは組員に属するその他の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(以下この章において「介護納付金賦課被保険者」という。)につき算定した一律定額の介護納付金分保険料、並びに一般組員及び組員に属するその他の被保険者について高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)の納付に要する費用に充てるために算定した定額の後期高齢者支援金等分保険料の合算額を保険料の年額とし、月割によって毎月組合に納入しなければならない。 2 前項の組員所得割額及び被保険者均等割額及び組員平等割額は次の各号によるものとする。 一 組員所得割額は規約第6条第1項第1号に規定される一般組員、第2号に規定される一般組員(ただし、第3号に規定される者のうち組員が事業主である法人事業所の常勤従業員及び第4号に規定される者のうち役員以外の常勤職員は除く。)、第3号に規定される者のうち組員が事業主である個人事業所の家族従業員及び法人事業所の役員である一般組員、並びに第4号に規定される者のうち役員である一般組員については、賦課期日の属する前年の総所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第313条に規定する総所得金額)を、その他の一般組員は賦課期日の属する年の4月又は届出のあった日の属する月の給料月額を10倍にして算定した額を、別表に定める保険料等級表の各等級に対応する標準総所得金額に区分し、その額に別に定める料率を乗じて算定する。	第5章 保険料 (保険料の賦課額) 第18条 高齢者医療確保法の被保険者である組員(以下この条において「後期高齢者の組員」という。)を除く組員(以下この条において「一般組員」という。)の保険料の賦課額は、一般組員及び一般組員に属するその他の被保険者(以下この条において「その他の一般被保険者」という。)につき算定した組員所得割額、被保険者均等割額、組員平等割額、並びに一般組員若しくは組員に属するその他の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(以下この章において「介護納付金賦課被保険者」という。)につき算定した一律定額の介護納付金分保険料、並びに一般組員及び組員に属するその他の被保険者について高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)の納付に要する費用に充てるために算定した一律定額の後期高齢者支援金等分保険料の合算額を保険料の年額とし、月割によって毎月組合に納入しなければならない。 2 前項の組員所得割額及び被保険者均等割額及び組員平等割額は次の各号によるものとする。 一 組員所得割額は規約第6条第1項第1号に規定される一般組員、第2号に規定される一般組員(ただし、第3号に規定される者のうち組員が事業主である法人事業所の常勤従業員及び第4号に規定される者のうち役員以外の常勤職員は除く。)、第3号に規定される者のうち組員が事業主である個人事業所の家族従業員及び法人事業所の役員である一般組員、並びに第4号に規定される者のうち役員である一般組員については、賦課期日の属する前年の総所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第313条に規定する総所得金額)を、その他の一般組員は賦課期日の属する年の4月又は届出のあった日の属する月の給料月額を10倍にして算定した額を、別表に定める保険料等級表の各等級に対応する標準総所得金額に区分し、その額に別に定める料率を乗じて算定する。

改 正	現 行
二 <u>前号の規定により算定した所得割額は、毎年10月に確定するものとする。</u> 三 被保険者均等割額は、一般組合員及びその他の一般被保険者1人につき、年額6,000円とする。 四 組合員平等割額は、一般組合員1人につき、年額42,000円とする。 3 後期高齢者の組合員は、次の各号の保険料賦課額の合算額を年額とし、月割によって毎月組合に納付しなければならない。 一 後期高齢者の組合員1人につき年額18,000円とする。 二 後期高齢者の組合員に属するその他の被保険者1人につき、年額54,000円とする。 三 介護納付金賦課被保険者1人につき算定した一律定額の介護納付金分保険料。 四 被保険者1人につき後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した定額の後期高齢者支援金等分保険料。 4 <u>保険料の年間最高納入額は、組合員所得割額、被保険者均等割額、組合員平等割額、介護納付金分保険料及び後期高齢者支援金等分保険料を合わせて930,000円とする。</u> 5 理事長は、第2項第1号に規定する所得割料率並びに第1項及び第3項に規定する介護納付金分保険料及び後期高齢者支援金等分保険料を決定したときは、速やかに公告するものとする。 6 保険料の確定金額に100円未満の端数金額を生じたときは、その端数金額は、切捨てるものとする。又納期限ごとの分割金額に50円未満の端数があるときは、その端数金額は、最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。 7 組合員が正規の申告をせず、又は申告しても組合においてこれを不適当と認めたときは、組合は、保険料を査定してこれを賦課する。 8 保険料の賦課洩れを発見したときは、その賦課すべきであった保険料の金額を一時に賦課する。	二 前号の規定により算定した所得割額は、毎年10月に確定するものとし、その所得割額の限度額は、年額447,000円とする。 三 被保険者均等割額は、一般組合員及びその他の一般被保険者1人につき、年額6,000円とする。 四 組合員平等割額は、一般組合員1人につき、年額42,000円とする。 3 後期高齢者の組合員は、次の各号の保険料賦課額の合算額を年額とし、月割によって毎月組合に納付しなければならない。 一 後期高齢者の組合員1人につき年額18,000円とする。 二 後期高齢者の組合員に属するその他の被保険者1人につき、年額54,000円とする。 三 介護納付金賦課被保険者1人につき算定した一律定額の介護納付金分保険料。 四 被保険者1人につき後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した一律定額の後期高齢者支援金等分保険料。 (新設) 4 理事長は、第2項第1号に規定する所得割料率並びに第1項及び第3項に規定する介護納付金分保険料及び後期高齢者支援金等分保険料を決定したときは、速やかに公告するものとする。 5 保険料の確定金額に100円未満の端数金額を生じたときは、その端数金額は、切捨てるものとする。又納期限ごとの分割金額に50円未満の端数があるときは、その端数金額は、最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。 6 組合員が正規の申告をせず、又は申告しても組合においてこれを不適当と認めたときは、組合は、保険料を査定してこれを賦課する。 7 保険料の賦課洩れを発見したときは、その賦課すべきであった保険料の金額を一時に賦課する。
第18条の2以降 省略	第18条の2以降 省略

附 則

この改正規約は、平成30年4月1日から施行する。

別 表(改正)

保 険 料 等 級 表

単位:円

等 級	標準総所得金額	総 所 得 金 額 年 額	
1	770,000	1,000,000 未満	
2	1,030,000	1,000,000 以上	1,060,000 "
3	1,090,000	1,060,000 "	1,120,000 "
4	1,150,000	1,120,000 "	1,180,000 "
5	1,210,000	1,180,000 "	1,240,000 "
6	1,270,000	1,240,000 "	1,300,000 "
7	1,335,000	1,300,000 "	1,370,000 "
8	1,405,000	1,370,000 "	1,440,000 "
9	1,475,000	1,440,000 "	1,510,000 "
10	1,545,000	1,510,000 "	1,580,000 "
11	1,615,000	1,580,000 "	1,650,000 "
12	1,685,000	1,650,000 "	1,720,000 "
13	1,755,000	1,720,000 "	1,790,000 "
14	1,825,000	1,790,000 "	1,860,000 "
15	1,900,000	1,860,000 "	1,940,000 "
16	1,985,000	1,940,000 "	2,030,000 "
17	2,075,000	2,030,000 "	2,120,000 "
18	2,165,000	2,120,000 "	2,210,000 "
19	2,255,000	2,210,000 "	2,300,000 "
20	2,345,000	2,300,000 "	2,390,000 "
21	2,440,000	2,390,000 "	2,490,000 "
22	2,540,000	2,490,000 "	2,590,000 "
23	2,640,000	2,590,000 "	2,690,000 "
24	2,750,000	2,690,000 "	2,810,000 "
25	2,885,000	2,810,000 "	2,960,000 "
26	3,045,000	2,960,000 "	3,130,000 "
27	3,230,000	3,130,000 "	3,330,000 "
28	3,430,000	3,330,000 "	3,530,000 "
29	3,640,000	3,530,000 "	3,750,000 "
30	3,900,000	3,750,000 "	4,050,000 "
31	4,200,000	4,050,000 "	4,350,000 "
32	4,510,000	4,350,000 "	4,670,000 "
33	4,845,000	4,670,000 "	5,020,000 "
34	5,195,000	5,020,000 "	5,370,000 "
35	5,550,000	5,370,000 "	5,730,000 "
36	5,915,000	5,730,000 "	6,100,000 "
37	6,290,000	6,100,000 "	6,480,000 "
38	6,670,000	6,480,000 "	6,860,000 "
39	7,055,000	6,860,000 "	7,250,000 "
40	7,450,000	7,250,000 "	7,650,000 "
41	7,870,000	7,650,000 "	8,090,000 "
42	8,290,000	8,090,000 以上	

別 表(現行)

保 険 料 等 級 表

単位:円

等 級	標準総所得金額	総 所 得 金 額 年 額	
1	970,000	1,000,000 未満	
2	1,030,000	1,000,000 以上	1,060,000 "
3	1,090,000	1,060,000 "	1,120,000 "
4	1,150,000	1,120,000 "	1,180,000 "
5	1,210,000	1,180,000 "	1,240,000 "
6	1,270,000	1,240,000 "	1,300,000 "
7	1,335,000	1,300,000 "	1,370,000 "
8	1,405,000	1,370,000 "	1,440,000 "
9	1,475,000	1,440,000 "	1,510,000 "
10	1,545,000	1,510,000 "	1,580,000 "
11	1,615,000	1,580,000 "	1,650,000 "
12	1,685,000	1,650,000 "	1,720,000 "
13	1,755,000	1,720,000 "	1,790,000 "
14	1,825,000	1,790,000 "	1,860,000 "
15	1,900,000	1,860,000 "	1,940,000 "
16	1,985,000	1,940,000 "	2,030,000 "
17	2,075,000	2,030,000 "	2,120,000 "
18	2,165,000	2,120,000 "	2,210,000 "
19	2,255,000	2,210,000 "	2,300,000 "
20	2,345,000	2,300,000 "	2,390,000 "
21	2,440,000	2,390,000 "	2,490,000 "
22	2,540,000	2,490,000 "	2,590,000 "
23	2,640,000	2,590,000 "	2,690,000 "
24	2,750,000	2,690,000 "	2,810,000 "
25	2,885,000	2,810,000 "	2,960,000 "
26	3,045,000	2,960,000 "	3,130,000 "
27	3,230,000	3,130,000 "	3,330,000 "
28	3,430,000	3,330,000 "	3,530,000 "
29	3,640,000	3,530,000 "	3,750,000 "
30	3,900,000	3,750,000 "	4,050,000 "
31	4,200,000	4,050,000 "	4,350,000 "
32	4,510,000	4,350,000 "	4,670,000 "
33	4,845,000	4,670,000 "	5,020,000 "
34	5,195,000	5,020,000 "	5,370,000 "
35	5,550,000	5,370,000 "	5,730,000 "
36	5,915,000	5,730,000 "	6,100,000 "
37	6,290,000	6,100,000 "	6,480,000 "
38	6,670,000	6,480,000 "	6,860,000 "
39	7,055,000	6,860,000 "	7,250,000 "
40	7,450,000	7,250,000 以上	